

・解説の法令は平成29年度第1回（平成29年8月27日）実施日の内容となっています。

解答&ポイント解説

平成29年度第1回運行管理者試験問題（旅客）

問題	解答	ポイント解説
問1	2	<p>1. 路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る変更は、6ヵ月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出る。道路運送法第15条の2第1項。</p> <p>2. 道路運送法第15条（事業計画の変更）第1項。</p> <p>3 & 4. 国土交通省令に定める軽微な事項に関する事業計画に該当するため、変更後、遅滞なく届け出る。道路運送法第15条（事業計画の変更）第4項・道路運送法施行規則第15条の2（事業計画の変更の届け出等）第1項①・③。</p>
問2	3	旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項 [告示]
問3	1, 2	<p>1. 運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑥・運輸規則第24条（点呼等）第5項。</p> <p>2. 運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑥・運輸規則第24条（点呼等）第3項。</p> <p>3. 運行表は営業所に備えるのではなく、運転者に携行させなければならない。運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑩。</p> <p>4. 補助者を選任するのは、旅客自動車運送事業者の業務。運行管理者は補助者に対する指導及び監督を行う。運輸規則第47条の9（運行管理者の選任）第3項。・運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑱。</p>
問4	A-1 : B-2 C-1 : D-1	運輸規則第24条（点呼等）第1項・第2項。
問5	2, 4	<p>1. 畑に転落しているが、落差が0.3mであるため、報告を要しない。落差0.5m以上の転落事故は報告が必要となる。事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第1号（転落事故）。</p> <p>2. 事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第7号（旅客事故）。</p> <p>3. 30日間の医師の治療のみの傷害であり、重傷者の定義に当てはまらないため、報告を要しない。事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第3号（死傷事故）。</p> <p>4. 事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第14号（高速道路障害事故）。</p>
問6	3	<p>1. 運輸規則第36条（運転者として選任してはならない者）第1項①～④。</p> <p>2. 運輸規則第21条（過労防止等）第7項。</p> <p>3. 「勤務日数及び乗務距離」⇒「勤務時間及び乗務時間」。運輸規則第21条（過労防止等）第1項。</p> <p>4. 運輸規則第25条（乗務記録の内容と保存期間）第1項⑤。</p>

問題	解答	ポイント解説
問7	3	1. 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」第一章 2 (7)。 2. 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」第二章・運輸規則第37条 (乗務員台帳及び乗務員証) 第1項⑨。 3. 「通算60日以上」⇒「通算90日以上」。運輸規則第36条 (運転者として選任してはならない者) 第2項。 4. 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」第一章 4 (1) ①。
問8	2, 4	1. 事業用自動車内ではなく、勤務を終了する場所の付近の適切な場所に睡眠に必要な施設を整備し、又は確保し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。運輸規則第21条 (過労防止等) 第3項。 2. 道路運送法第22条の2 (安全管理規程等) 第1項・第2項。 3. 「選任することができる」⇒「選任しなければならない」。運輸規則第47条の9 (運行管理者の選任) 第2項。 4. 「講習の種類等を定める告示」第5条 (特別講習) 第1項。
問9	1, 4	1. 車両法第15条 (永久抹消登録) 第1項①。 2. 「15日以内」⇒「5日以内」。車両法第36条 (臨時運行許可番号標表示等の義務) 第1項・車両法第35条 (許可基準等) 第6項。 3. 「30日以内」⇒「15日以内」。車両法第12条 (変更登録) 第1項。 4. 車両法第11条 (自動車登録番号標の封印等) 第5項。
問10	3	1. 車両法第67条 (自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査) 第1項。 2. 車両法第62条 (継続検査) 第2項。 3. 自動車検査証は当該自動車に備え付けておかなければならない。車両法第66条 (自動車検査証の備付け等) 第1項。 4. 車両法第99条の2 (不正改造等の禁止) 第1項。
問11	A—2 : B—2 C—1 : D—2	ア. 車両法第47条 (使用者の点検及び整備の義務) 第1項。 イ. 車両法第47条の2 (日常点検整備) 第2項。 ウ. 車両法第48条 (定期点検整備) 第1項①。 エ. 施行規則第32条 (整備管理者の権限等) 第1項②。
問12	3	1. 保安基準第26条 (非常口) 第1項・告示の基準。 2. 保安基準第42条 (その他の灯火等の制限) 第1項・告示の基準④。 3. 「幅2.6メートル」⇒「幅2.5メートル」。保安基準第2条 (長さ、幅及び高さ) 第1項。 4. 保安基準第43条の2 (非常信号用具) 第1項・告示の基準。

問題	解答	ポイント解説
問13	4	1. 道交法第18条（左側寄り通行等）第2項。 2. 道交法第20条（車両通行帯）第2項。 3. 道交法第17条（通行区分）第5項④。 4. 後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならない。 道交法第20条の2（路線バス等優先通行帯）第1項。
問14	1, 3	1. 道交法第32条（割り込み等の禁止）第1項。 2. 原動機付自転車は軽車両に該当しないため、追越し禁止の道路では追いついてはならない。道交法第30条（追越しを禁止する場所）第1項。 3. 道交法第26条（車間距離の保持）第1項。 4. 「前方が見とおせる場合」という適用除外はない。道交法第30条（追いついてを禁止する場所）第1項。
問15	A—2 : B—1 C—1 : D—1	道交法第72条（交通事故の場合の措置）第1項。
問16	2	1. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項②。 2. 「5メートル以内」⇒「3メートル以内」。道交法第45条（駐車を禁止する場所）第1項①。 3. 道交法第50条（交差点等への進入禁止）第2項。 4. 道交法第45条（駐車を禁止する場所）第1項③。
問17	1, 3	1. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項⑤の3。 2. 「徐行しなければならない」⇒「一時停止しなければならない」。道交法第40条（緊急自動車の優先）第1項。 3. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項④の3。 4. 「その側方を離れて走行するよう努めなければならない」⇒「一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること」。道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②。
問18	3, 4	1. 「差別的取扱をしないように努めなければならない」⇒「差別的取扱をしてはならない」。労基法第3条（均等待遇）第1項。 2. 「所定労働日数」⇒「総日数」。労基法第12条（平均賃金の定義）第1項。 3. 労基法第9条（労働者の定義）第1項。 4. 労基法第10条（使用者の定義）第1項。
問19	2	1. 労基法第24条（賃金の支払）第2項。 2. 「労働時間にかかわらず」⇒「労働時間に応じ」。労基法第27条（出来高払制の保障給）第1項。 3. 労基法第35条（休日）第1項・第2項。 4. 労基法第36条（時間外及び休日の労働）第1項。

問題	解答	ポイント解説
問20	A—2 : B—1 C—2 : D—1	改善基準第1条（目的等）第1項・第2項・第3項。
問21	2, 3	<p>1. 「4週間について3回を超えないものとし」⇒「2週間について1回を超えないものとし」。改善基準第5条第5項。</p> <p>2. 改善基準第5条第4項。</p> <p>3. 特例基準2。</p> <p>4. 「1回当たり継続4時間以上、合計8時間以上」⇒「1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上」。特例基準1（1）。</p>
問22	3	<p>1. 最初の運転時間合計4時間に付随する中断時間は合計35分で改善基準に適合している。次の運転時間2時間に付随する中断時間は1時間で適合している。この後の運転時間が合計4時間10分となる。連続運転時間が4時間を超えており、この運転時間に付随する中断時間が25分のみのため改善基準違反となる。</p> <p>2. 最初の運転時間合計2時間に付随する中断時間は合計30分で適合している。次の運転時間合計4時間に付随する中断時間は1時間15分で適合している。その後の運転時間合計2時間40分に付随する中断時間は30分で適合している。最後の運転時間が1時間30分で乗務終了しているため、すべて改善基準に適合している。また、拘束時間は、1時間+15分+1時間+15分+2時間+15分+2時間+1時間+1時間20分+20分+1時間20分+10分+1時間30分=12時間25分となる。</p> <p>3. 最初の運転時間合計2時間に付随する中断時間は合計30分で適合している。次の運転時間合計4時間に付随する中断時間は1時間10分で適合している。その後の運転時間合計2時間40分に付随する中断時間は30分で適合している。最後の運転時間が1時間30分で乗務終了しているため、すべて改善基準に適合している。また、拘束時間は、1時間+15分+1時間+15分+2時間+10分+2時間+1時間+1時間20分+15分+1時間20分+15分+1時間30分=12時間20分となる。</p> <p>4. 最初の運転時間合計4時間に付随する中断時間は合計40分で改善基準に適合している。次の運転時間2時間に付随する中断時間は1時間で適合している。この後の運転時間が合計4時間10分となる。連続運転時間が4時間を超えており、この運転時間に付随する中断時間が25分のみのため改善基準違反となる。</p>

問題	解答	ポイント解説
問23	1	<p>改善基準第2条2項①・②、第4項。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5～6日(22時間)及び10～11日(22時間)、23～24日(22時間)が21時間を超えているため改善基準違反になる。 いずれも継続20時間以上のため違反していない。 2週間で1回(14～15日)のみのため、改善基準に違反していない。 1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定及び1ヵ月についての拘束時間を延長することができる月に該当しているため、1ヵ月の拘束時間を270時間まで延長できる。拘束時間の合計が264時間であるため、改善基準に違反していない。
問24	4	<ol style="list-style-type: none"> 乗務後点呼は、対面で行わなければならない。運行管理者が営業所に不在であることを理由に電話による点呼は不可。必要に応じて補助者が行う等、対面点呼を確実に実施する。運輸規則第24条(点呼等)第2項。「運輸規則の解釈及び運用」第24条(1)①。 乗務後の点呼では、事業用自動車、道路及び運行状況についての報告を求め、その内容を記録しなければならない。物損事故は事業用自動車の状況に該当するため、点呼記録表に記録しなければならない。運輸規則第24条(点呼等)第2項・第5項。 運行管理者等の勤務時間外になるという理由で、乗務後の点呼を乗務途中に行ってはならない。この場合、事業者、運行管理者、補助者のいずれかが乗務後の点呼を行う。運輸規則第24条(点呼等)第3項。 補助者が点呼を行う場合でも、運行管理者は点呼全体の3分の1以上を実施しなければならない。補助者が行う点呼の総回数が6割を超えていないということは、運行管理者の行う点呼が3分の1以上となるので適切である。「運輸規則の解釈及び運用」第24条(1)③。
問25	<p>適：2, 4 不適：1, 3</p>	<ol style="list-style-type: none"> 不適：停止距離は空走距離+制動距離で求めるが、空走距離がわからないため、初めに空走距離を求める。 $36\text{km/h} = \frac{36 \times 1000\text{m}}{3600\text{秒}} = \frac{360\text{m}}{36\text{秒}} = 10\text{m/s} \Rightarrow 10\text{m}$ 空走距離が10mとわかったので、停止距離を求める。 $\text{停止距離} = \text{空走距離} + \text{制動距離} = 10\text{m} + 8\text{m} = 18\text{m}$ したがって、停止距離は18メートルとなることを指導する。「停止距離」。 不適：事業用自動車の運行の中断、待避所の確保、徐行運転等の運転に関わることについては、運転者の判断に任せるのではなく、事業者が状況を的確に把握したうえで、適切な指示を行い、また、必要な措置を講じなければならない。運輸規則第20条(異常気象時等における措置)第1項。

問題	解答	ポイント解説
問26	<p>適：2, 3 不適：1, 4</p>	<p>1. 不適：履歴書を乗務員台帳として使用することはできない。一定の様式の乗務員台帳を作成しなければならない。運輸規則第37条（乗務員台帳及び乗務員証）第1項。</p> <p>4. 不適：運行の途中において運行経路の変更が生じた場合は、運転者に対し、電話等で変更の指示をし、また、携行している運行指示書に変更の内容を記載させなければならない。「運輸規則の解釈及び運用」第28条の2(1)。</p>
問27	<p>適：1, 4 不適：2, 3</p>	<p>2. 不適：運転者が運転中に安全運転の継続が困難となった場合、速やかに安全な場所に事業用自動車を停止させ、連絡し、指示を受けるよう指導しているところまでは適切である。しかし、その後の運行再開の可否については、体調の状況を運転者が自ら判断し決定するよう指導しているため、不適切である。この場合、運行管理者等が運行再開の可否の判断を行い、適切な指示、または必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3. 不適：深夜業務に常時従事する運転者の定期健康診断は、6ヵ月に1回受診させなければならない。衛生規則第45条（特定業務従事者の健康診断）第1項。</p>
問28	<p>適：1, 2, 3 不適：4</p>	<p>4. 不適：「二輪車は速度が実際より速く感じたり、距離が近くに見えたりする」⇒「二輪車は速度が実際より遅く感じたり、距離が遠くに見えたりする」。</p>
問29	<p>適：1, 3, 4 不適：2</p>	<p>2. 不適：平成27年中の事業用乗合バス自動車が第1当事者となった人身事故の類型別発生状況をみると、「車内事故」（490件）が最も多く、次いで、「追突」（189件）の順となっている。また、平成27年中の事業用乗合バス自動車の事故類型別事故件数は1,443件であり、「車内事故」が全体の約1/3を占めている。このため、旅客の着席前及び離席時に急発進・急ブレーキを行わないことや、旅客への声掛けなどを指導する必要がある。</p>

問題	解答	ポイント解説
問30	アー2 イー2 ウー1	<p>ア. 平均速度は30km/h、所要時間は1時間(14時20分～13時20分)であるため、C観光地～D観光地の距離は次のとおり。</p> $\text{距離} = \text{平均速度} \times \text{所要時間} = 30\text{km/h} \times 1\text{時間} = 30\text{km}$ <p>イ. D観光地～B駅及びB駅～A営業所の所要時間を求める。</p> <p>◎D観光地～B駅の所要時間は次のとおり。</p> $\text{所要時間} = \frac{\text{距離}}{\text{平均速度}} = \frac{90\text{km}}{30\text{km/h}} = 3\text{時間}$ <p>◎B駅～A営業所の所要時間は次のとおり。</p> $\text{所要時間} = \frac{\text{距離}}{\text{平均速度}} = \frac{5\text{km}}{30\text{km/h}} = \frac{1}{6}\text{時間}$ <p>※時間を分に換算する場合は、60をかける。</p> $\frac{1}{6}\text{時間} \times 60 = 10\text{分}$ <p>D観光地を16時20分に出発しているため、求めたそれぞれの時間を16時20分に加えればA営業所に帰庫する時刻がわかる。</p> $\text{A営業所への帰庫時刻} = 16\text{時}20\text{分} + 3\text{時間} + 10\text{分} + 10\text{分} = 19\text{時}40\text{分}$ <p>ウ. 次の区間の所要時間をそれぞれ求める。</p> <p>◎A営業所～B駅は次のとおり。</p> $\text{所要時間} = \frac{\text{距離}}{\text{平均速度}} = \frac{5\text{km}}{30\text{km/h}} = \frac{1}{6}\text{時間} \Rightarrow 10\text{分}$ <p>◎B駅～C観光地は次のとおり。</p> $\text{所要時間} = \frac{\text{距離}}{\text{平均速度}} = \frac{160\text{km}}{40\text{km/h}} = 4\text{時間}$ <p>出庫後、最初の運転時間が合計4時間10分となる。連続運転時間の4時間を超えており、この運転時間に付随する中断時間が10分のみのため改善基準違反となる。したがって、連続運転時間は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に照らし、違反している。改善基準第5条第1項⑤。</p>